

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正について（案）

1 改正の考え方

現行の条例において、自転車利用者等に対して自転車損害賠償保険等への加入を努力義務としているが、自転車損害賠償保険等への加入を義務化した他府県と比較すると、加入率が低い状態にある。

近年、都内の自転車関連事故件数が増加傾向となっていることや、自転車利用者が加害者となる事故において、加害者側に高額な損害賠償命令が出ていることや、地方公共団体による自転車損害賠償保険等への加入義務を規定した条例制定をサポートするという国の方向性等を踏まえ、自転車の利用者等に対する自転車損害賠償保険等への加入を促進するための規定を整備する。

2 主な内容

(1) 自転車損害賠償保険等への加入等

- 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加する。(努力義務から義務へ)
- 保護者は、監護する未成年者による自転車の利用に対して自転車損害賠償保険等に参加する。(義務)
- 自転車使用事業者は、事業活動において自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に参加する。(努力義務から義務へ)
- 自転車貸付業者は、貸付の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加する。(義務)

【改正の考え方】

- ・ 現行条例においては、自転車利用者及び自転車使用事業者に対し、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置を講じる努力義務規定があるが、より一層の自転車の安全利用を推進していくため、自転車利用者、未成年者を監護する保護者、自転車使用事業者及び自転車貸付業者に対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける。

(2) 自転車損害賠償保険等への加入の確認等

- 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する。
また、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供する。
(努力義務)
- 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する。
また、従業員が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供する。(努力義務)
- 自転車貸付業者は、その借受人に対し、自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供する。(努力義務)

【改正の考え方】

- ・ 現行条例では、自転車小売業者に対し、自転車購入者に対する自転車損害賠償保険等への加入その他の必要な措置に関する情報を提供する努力義務規定があるが、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車小売業者、事業者及び自転車貸付事業者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無の確認等する努力義務を規定する。

(3) 自転車損害賠償保険等に関する情報提供等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 都は、関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じる。(努力義務)○ 学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒等に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供する。(努力義務) |
|---|

【改正の考え方】

- ・ 自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、都及び学校の設置者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報提供する努力義務を規定する。